令和３年度 千葉県鳥獣保護区等位置図（北部地区）

別紙１

（令和３年11月１日現在）

国指定鳥獣保護区（１箇所）

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間	記事	位置図番号
1	清澄鳥獣保護区	鴨川市清澄ほか	4144	H30.11.1～R10.10.31	北	北

県指定鳥獣保護区（59箇所）

番号	名称	所在地	区分	面積(ha)	期間	記事	位置図番号
1	千葉県鳥獣保護区（千葉）	千葉市	県区	2,256	R3.11.1～R7.10.31	北	北
2	印旛沼上流	成田市、印西市、佐倉市	鳥区	826	R3.11.1～R8.10.31	北	北
3	手賀沼	柏市、我孫子市	鳥区	704	R3.11.1～R8.10.31	北	北
4	山倉	香取市	鳥区	860	R3.11.1～R10.10.31	南	方
5	佐倉鹿園	佐倉市	鳥区	250	R3.11.1～R8.10.31	南	都
6	印旛沼	佐倉市、酒々井町	鳥区	1,051	R3.11.1～R8.10.31	北	都
7	岩名	香取市	鳥区	472	R3.11.1～R8.10.31	南	都
8	千葉ニュータウン	印西市	鳥区	1,051	R3.11.1～R8.10.31	北	都
9	本埜	印西市	鳥区	847	R3.11.1～R8.10.31	北	都
10	富里市鳥獣	富里市	鳥区	1,051	R3.11.1～R8.10.31	北	都
11	大栄	成田市、須賀	鳥区	856	R3.11.1～R8.10.31	北	都
12	成田空港	成田市	鳥区	390	R3.11.1～R7.10.31	北	都
13	印旛沼	佐倉市、酒々井町	鳥区	1,051	R3.11.1～R8.10.31	北	都
14	九十九里	九十九里町、横芝町	鳥区	198	R3.11.1～R7.10.31	北	都
15	佐倉	佐倉市	鳥区	1,051	R3.11.1～R8.10.31	北	都
16	香取	香取市	鳥区	1,051	R3.11.1～R8.10.31	南	都
17	川井	佐倉市	鳥区	1,051	R3.11.1～R8.10.31	北	都
18	滑川	佐倉市	鳥区	126	R3.11.1～R7.10.31	北	都
19	白井	白井市、印西	鳥区	81	R3.11.1～R7.10.31	北	都
20	鹿島南部	東金市、東金市	鳥区	265	R3.11.1～R8.10.31	南	都
21	印旛	印旛郡	鳥区	154	R3.11.1～R8.10.31	北	都
22	印旛湖岸	印旛郡	鳥区	154	R3.11.1～R8.10.31	北	都
23	川井・根崎	川井市	鳥区	1,051	R3.11.1～R8.10.31	北	都
24	佐倉	佐倉市	鳥区	1,051	R3.11.1～R8.10.31	北	都
25	佐倉鹿園	佐倉市	鳥区	11	R3.11.1～R8.10.31	北	都
26	成田ふるさと	成田市、大栄町	鳥区	126	R3.11.1～R8.10.31	北	都
27	千葉	千葉市	鳥区	1,051	R3.11.1～R8.10.31	北	都
28	鹿島	鹿島市、鹿島市	鳥区	756	R3.11.1～R10.10.31	南	都
29	北総	成田市、印西市、印旛市	鳥区	1,051	R3.11.1～R8.10.31	北	都
30	佐倉	佐倉市、酒々井町、印旛市	鳥区	1,051	R3.11.1～R8.10.31	北	都
31	八千代	八千代市、船橋市	鳥区	1,051	R3.11.1～R8.10.31	北	都
32	富里	富里市、印旛郡	鳥区	920	R3.11.1～R8.10.31	南	都
33	鹿島	鹿嶋市、行方市、鹿島市	鳥区	1,049	R3.11.1～R8.10.31	南	都
34	北浦	潮来市、大洋町、鹿島市	鳥区	1,134	R3.11.1～R8.10.31	南	都
35	印旛	佐倉市、酒々井町	鳥区	1,051	R3.11.1～R8.10.31	北	都
36	印旛	佐倉市	鳥区	21	R3.11.1～R8.10.31	北	都
37	鹿島	鹿嶋市、鹿嶋市	鳥区	1,170	R3.11.1～R8.10.31	南	都
38	三島	銚子市	鳥区	1,854	R3.11.1～R10.10.31	南	都
39	富津岬	富津市	鳥区	107	R3.11.1～R8.10.31	北	都
40	富津	富津市、君津市	鳥区	1,281	R3.11.1～R8.10.31	北	都
41	甲南	佐倉市、酒々井町	鳥区	3,900	R3.11.1～R8.10.31	北	都
42	印旛沼北部	成田市、印西市	鳥区	1,051	R3.11.1～R8.10.31	北	都
43	南房	館山市	鳥区	600	R3.11.1～R8.10.31	南	都
44	南房	館山市	鳥区	150	R3.11.1～R8.10.31	南	都
45	十倉	千葉市	鳥区	1,051	R3.11.1～R8.10.31	北	都

特定猟具使用禁止区域（銃器）（227箇所）

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間	記事	位置図番号
1	養鶏場（約100羽飼養のもの）から約100m以内の区域	千葉市、市原市、八千代市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	5,907	R3.11.1～R7.10.31	北	北
2	成田空港	成田市	41	H26.11.1～R4.10.31	南	都
3	佐倉	佐倉市	60	H30.11.1～R5.10.31	南	都
4	南房	南房総市	60	H30.11.1～R5.10.31	南	都
5	館山	館山市、鴨川市	1,668	H23.11.1～R13.10.31	北	都
6	千葉	千葉市、稲毛区	42	H30.11.1～R5.10.31	北	都
7	千葉	千葉市	1,051	R3.11.1～R8.10.31	北	都
8	鴨川	鴨川市、鴨川市	120	H31.11.1～R6.10.31	南	都
9	鴨川	鴨川市	402	H30.11.1～R5.10.31	南	都
10	鴨川	鴨川市、鴨川市	402	H30.11.1～R5.10.31	南	都
11	鴨川	鴨川市、鴨川市	2,353	H30.11.1～R10.10.31	南	都
12	館山	館山市、館山市	1,668	H23.11.1～R13.10.31	南	都
13	館山	館山市、館山市	126	H31.11.1～R11.10.31	南	都
14	館山	館山市、館山市	126	H31.11.1～R11.10.31	南	都
15	館山	館山市、館山市	126	H31.11.1～R11.10.31	南	都
16	館山	館山市、館山市	197	H25.11.1～R5.10.31	南	都
17	君津	君津市、君津市、市原市	1,470	H23.11.1～R13.10.31	北	都
18	八千代	八千代市	5	R7.11.1～R7.11.30	北	都
19	千葉	千葉市、千葉市	98	R7.11.1～R7.11.30	北	都
20	千葉	千葉市	98	R7.11.1～R7.11.30	北	都
21	千葉	千葉市	3,393	R3.11.1～R8.10.31	北	都
22	千葉	千葉市	200	R3.11.1～R8.10.31	北	都
23	千葉	千葉市、市原市	1,637	R3.11.1～R8.10.31	北	都
24	千葉	千葉市	107	R3.11.1～R8.10.31	北	都
25	千葉	千葉市	1,051	R3.11.1～R8.10.31	北	都
26	千葉	千葉市	3,900	R3.11.1～R8.10.31	北	都
27	千葉	千葉市	1,637	R3.11.1～R8.10.31	北	都
28	千葉	千葉市	600	R3.11.1～R8.10.31	北	都
29	千葉	千葉市	150	R3.11.1～R8.10.31	北	都
30	千葉	千葉市、稲毛区	1,680	R3.11.1～R8.10.31	北	都

特定猟具使用禁止区域（銃器・わな）（1箇所）

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間	記事	位置図番号
1	市原市小湊、天津小湊	市原市、鴨川市	2,146	R3.11.1～R10.10.31	南	西

指定猟法禁止区域（鉛散弾）（1箇所）

番号	名称	所在地	面積(ha)	期間	記事	位置図番号
1	内田	君津市	246	R3.11.1～R10.10.31	南	西

狩猟者登録証の返納
鳥獣の捕獲報告 は3月15日まで

狩猟事故・違反の防止に細心の注意を!!

千葉県内では狩猟期間中も有害鳥獣の捕獲が実施されていますので、狩猟を行う際は十分ご注意ください。

重大事故防止のため、大粒散弾の使用は自粛していただきますよう、御協力をお願いします。

海上での狩猟について
海上における狩猟区間は設定されていず、岸・島周辺部で狩猟する場合は両県県の狩猟者登録証を携帯すること。

水面海域で狩猟する場合は漁具等を破損しないよう注意して下さい!!

国指定鳥獣保護区
県指定鳥獣保護区

お願い
守猟のついた鳥獣を捕獲、拾得されたときは、その脚環に記載のナンバーなどを別紙1左上の「狩猟についてのおたずね先」へお知らせ下さい。

この図面は保護区等の位置を示したものです。万一区域が明確に判別できないときは標識を確認するとともに地元狩猟者又は県出先機関におたずねください。

狩猟についてのおたずね先（図中※印）

番号	名称	所在地	電話番号
1	環境生活部自然保護課	千葉市中央区市場町1-1	043(223)2972
2	長南地域振興事務所	動産市本町1-3-1 ウェイスタ7階	0475(42)8092
3	東金地域振興事務所	松ヶ口台4-6-4	0475(50)6348
4	印旛地域振興事務所	佐倉市鏑木町田第3-1	043(483)1447
5	香取地域振興事務所	香取市佐原イ92-11	0478(54)7305
6	海匝地域振興事務所	旭市二1997-1	0479(64)2925
7	山武地域振興事務所	東金市東新宿17-6	0475(55)3862
8	長生地域振興事務所	茂原市高師1102-1	0475(20)6731
9	夷隅地域振興事務所	夷隅郡大多喜町新丁14	0470(82)2451
10	安房地域振興事務所	館山市北条802-1	0470(22)8711
11	君津地域振興事務所	木更津市富岡3-13-34	0438(23)2285

注、捕獲の制限等については、南部地区の位置図に記載されています。

凡例

- 鳥獣保護区
- 特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域（銃器）
- 特定猟具使用禁止区域（鉛散弾・わな）
- 指定猟法禁止区域（鉛散弾）
- ゴルフ場等
- 国有林
- 高速道路及び有料道路
- 一般国道
- 主要地方道

千葉県における日出・日没時刻

（JST(UTC+9)）

月	日	曜	日出	日没	月	日	曜	日出	日没	月	日	曜	日出	日没
3	1	月	6:15	16:33	3	16	火	6:17	16:26	4	1	木	6:09	16:59
	2	火	6:15	16:32		17	水	6:16	16:27		2	金	6:08	17:00
	3	水	6:14	16:32		18	木	6:15	16:27		3	土	6:06	17:01
	4	木	6:13	16:33		19	金	6:14	16:28		4	日	6:05	17:02
	5	金	6:12	16:33		20	土	6:13	16:28		5	月	6:04	17:03
	6	土	6:11	16:34		21	日	6:12	16:29		6	火	6:02	17:04
	7	日	6:10	16:34		22	月	6:11	16:29		7	水	6:01	17:05
	8	月	6:09	16:35		23	火	6:10	16:30		8	木	6:00	17:06
	9	火	6:08	16:35		24	水	6:09	16:30		9	金	5:58	17:07
	10	水	6:07	16:36		25	木	6:08	16:31		10	土	5:57	17:08
	11	木	6:06	16:36		26	金	6:07	16:31		11	日	5:56	17:09
	12	金	6:05	16:37		27	土	6:06	16:32		12	月	5:55	17:10
	13	土	6:04	16:37		28	日	6:05	16:32		13	火	5:53	17:11
	14	日	6:03	16:38		29	月	6:04	16:33		14	水	5:52	17:12
	15	月	6:02	16:38		30	火	6:03	16:33		15	木	5:51	17:13
	16	火	6:01	16:39		31	水	6:02	16:34		16	金	5:50	17:14
	17	水	6:00	16:39							17	土	5:49	17:15
	18	木	5:59	16:40							18	日	5:48	17:16
	19	金	5:58	16:40							19	月	5:47	17:17
	20	土	5:57	16:41							20	火	5:46	17:18
	21	日	5:56	16:41							21	水	5:45	17:19
	22	月	5:55	16:42							22	木	5:44	17:20
	23	火	5:54	16:42							23	金	5:43	17:21
	24	水	5:53	16:43							24	土	5:42	17:22
	25	木	5:52	16:43							25	日	5:41	17:23
	26	金	5:51	16:44							26	月	5:40	17:24
	27	土	5:50	16:44							27	火	5:39	17:25
	28	日	5:49	16:45							28	水	5:38	17:26
	29	月	5:48	16:45							29	木	5:37	17:27
	30	火	5:47	16:46							30	金	5:36	17:28
	31	水	5:46	16:46										

禁複製転載

丁　葉　県